

厚生労働省岩手労働局
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部
発表
令和3年7月30日（金）

【照会先】

岩手労働局 職業安定部訓練室

訓練室長 川村 浩悦

地方人材育成対策担当官 松田 徳大

電話 019（604）3004

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部

求職者支援課長 穴戸 真哉

認定・指導係 沼倉 直利

電話 019（625）5101

報道関係者 各位

新型コロナウイルス特例措置に基づく職業訓練が開講します

岩手県初！求職者支援訓練「短期・短時間特例訓練」受講者募集

岩手労働局（局長：^{いなはらとしひろ}稲原俊浩）と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部（支
部長：^{ふるさわたかゆき}古沢隆之）は、令和3年2月12日に厚生労働省において策定された「新たな雇用・訓練パ
ッケージ」の実施に伴う特例措置に基づく求職者支援訓練（短期・短時間特例訓練）を岩手県内
で初めて2コース（「医療事務科（短期間・短時間）」と「医療事務サポート科（短期間・短時
間）」）設定し、受講者の募集を開始します。

短期・短時間特例訓練は、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、新
型コロナウイルスの影響を受けてシフトが減少した方や休業を余儀なくされている方などが仕事
と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図るため、特例措置により訓練時間要件等を緩和した訓
練コースになります。

下記の内容で実施予定となり、各ハローワークで受講者を募集します。詳しくは別添リーフレ
ットをご参照ください。

訓練コース	医療事務科（短期間・短時間）	医療事務サポート科（短期間・短時間）
募集期間	令和3年8月17日～9月30日	令和3年8月6日～9月21日
募集定員	15名	15名
訓練期間	令和3年10月21日～12月20日	令和3年10月13日～10月27日
実施場所	ニチイ学館盛岡支店 （盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリナ 5F）	ニチイ学館北上支店 （北上市大通り 1-3-1）
テキスト代	12,500 円	6,000 円
受講料	無料	

求職者支援訓練とは・・・雇用保険を受給できない求職者等に職業訓練の機会を提供する公的職業訓練（ハロートレーニング）です。職業に必要な知識の習得とスキルアップを行い、早期就職を実現することを目的としています。

また、雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方等については、生活支援の給付金を受給しながら訓練を受講することもできます。



ハロトレくん

019-624-8903

求職者支援訓練 医療事務科 訓練カリキュラム

訓練目標		医療機関において、窓口業務、保険請求業務などの事務処理を行うことができる。	
【訓練内容】			
科目		科目内容	時間
学科	開講式等	開講式・オリエンテーション(1H)、修了式(1H)	
	就職支援	就職活動について、模擬面接、履歴書・職務経歴書作成	9
	安全衛生	院内感染症、医療安全管理、リスクマネジメント、ヒヤリ・ハット	5
	医療保険制度の概要と仕組み	療養担当規則、保険者、保険料、療養給付、医療保険の給付率、各種保険、保険者番号、 前期高齢者、後期高齢者、生活保護	5
	医療用語の基礎知識と診療報酬	医薬品の種類・名称・規格・剤形・単位・点数単価、点数表の分類、市販薬、診療報酬明細書の作成から提出の流れ	5
	患者接遇の基本	医事担当者の心得、受付対応、守秘義務	5
	医療事務概論(医科)	医科の基礎知識、初診料、再診料、医学管理と在宅管理、処置、手術、麻酔、検査、病理診断、リハビリテーション、精神科専門療法、放射線治療、入院料、投薬、注射、画像診断、診療報酬明細書の記入・作成	60
			学科訓練時間

実 技	医療事務演習(医科)	医科実務症例、診療報酬明細書(レセプト)の作成、点検	65
	患者接遇の基本演習	ロールプレイングによる患者接遇の実践(受付から会計処理まで)、患者接遇マナー、クレーム対応、受付の心得	5
	実技訓練時間		70

その他	職業人講話	講話テーマ:「医療現場におけるコミュニケーションと接遇について」 講師: 病院・福祉関連サービス会社(病院業務のサポート)	6
-----	-------	--	---

総訓練時間	165時間	学科	89時間	実技	70時間	その他	6時間
-------	-------	----	------	----	------	-----	-----

求職者支援訓練 実践コース

訓練番号 ▶ 5-03-03-002-04-0040

訓練実施機関▶株式会社ニチイ学館



募集定員 **15名**

※応募者が定員の半数に満たない時は中止となる場合があります。

医療機関の受付事務で求められる保険証の読み方や窓口会計業務、電子カルテシステム、患者接遇マナーの知識を習得する

医療事務サポート科 (短期間・短時間)

当校では新型コロナウイルス感染症防止対策(定期的な換気、マスク着用の徹底、可能な限り感覚を空けた座席等)に取り組んでいます。

募集期間 **令和3年8月6日(金)~令和3年9月21日(火)**

訓練期間 訓練時間	令和3年10月13日(水)~令和3年10月27日(水) 9時30分~16時10分
訓練場所	株式会社ニチイ学館 北上支店 ※地図・駐車場は裏面に掲載 〒024-0061 岩手県北上市大通り1-3-1 北上開発ビル2F TEL0197-61-2077
訓練費用	受講料無料 (ただし、テキスト代として6,000円(税込)は自己負担です)
関連資格	クリニック事務技能認定 受験料無料 ※任意受験
訓練対象者	主として、新型コロナウイルスの影響を受けてシフトが減少した方や休業を余儀なくされている方など、在職中で訓練時間に配慮が必要な方など。この他、離職し求職活動中の方も応募できます。
選考会	令和3年9月29日(水)10時30分~(受付時間/10時00分~10時25分) 株式会社ニチイ学館 北上支店※訓練場所と同様 内 容▶筆記試験、面接 持ち物▶筆記用具(鉛筆・消しゴム・黒ボールペン) 選考結果通知▶令和3年10月1日(金)※郵送にて通知
お申込み・ご相談	ハローワーク北上 TEL0197-63-3314

訓練説明会開催 【要予約】

令和3年8月19日(木) 13時~14時

令和3年9月11日(土) 10時~11時

※会場は訓練場所と同様

お問い合わせ・説明会予約

株式会社ニチイ学館 北上支店 担当:千葉・三浦

☎0197-61-2077 平日9時~17時15分

〒024-0061岩手県北上市大通り1-3-1 北上開発ビル2F

訓練目標		医療機関の受付事務で求められる保険証の読み方や窓口会計業務、電子カルテシステム、患者接遇マナーの知識を習得する	
【 訓 練 内 容 】			
科 目		内 容	時 間
学 科	ガイダンス	開講式・オリエンテーション(2H)、修了式(1H)	
	医療保険制度	医療機関と医事業務、医療保険の概要、後期高齢者医療制度 診療報酬、公費負担医療制度、介護医療制度	12
	受付の基礎知識	クリニックの役割、院内感染対策、業務改善、超高齢社会に向けて	2
	診療報酬点数算定	診療報酬点数の読み方(初診料と再診料、医学管理等、処方箋料)算定と加算ルール	4
	安全衛生	心身の健康管理、作業場での安全管理	3
	就職支援	職務経歴書、履歴書作成指導、面接指導	14
	学科訓練時間		35
実 技	患者接遇演習	患者接遇、患者受付の対応(受付窓口、会計窓口)、電話対応、クレーム対応	9
	診療報酬請求演習	診療報酬明細書(レセプト)の上書き、診療報酬明細書(レセプト)の作成、点検	6
	医事コンピュータ演習	医事コンピュータによる新患受付業務(患者基本情報の登録)	2
	電子カルテシステム演習	電子カルテ業務の流れ(日常業務、月次業務、履歴確認、予約確認)	2
	実技訓練時間		19
その他	職業人講話	「医療現場で求められる人材とは」 講師:医療事務従事者	6
総訓練時間 60時間		学科 35時間	実技 19時間
		その他 6時間	

株式会社ニチイ学館 北上支店 選考会会場／訓練場所



訓練内容、訓練施設などについてご不明な点はお気軽に下記までご連絡ください。

駐車場は「北上駅前北駐車場」をご利用ください。
駐車券はニチイ学館 北上支店窓口へ持参ください。
選考会・訓練時間内は無料となります。

お問い合わせ・説明会予約

株式会社ニチイ学館 北上支店

☎0197-61-2077 平日9時～17時15分

〒024-0061岩手県北上市大通り1-3-1 北上開発ビル2F

チバ・ミウラ

担当:千葉・三浦

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

- ・ **4月末まで** 現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）
日額上限：（1日1人あたり）**15,000円** 助成率：（中小企業）最大**10/10**、（大企業）最大**3/4**

● 5月～6月の特例措置

- ・ **原則的な措置を段階的に縮減**
日額上限：（1日1人あたり）**13,500円** 助成率：最大 **9/10**（中小企業）
- ・ **感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業）**
日額上限：（1日1人あたり）**15,000円** 助成率：最大 **10/10**（中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象
→ 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→4月末まで
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→ 解除月の翌月末まで
（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、**令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断**

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、**大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする**

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

- ① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
- ② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、**計10万人規模**の雇用創出効果が見込まれる。**ハローワークに専門窓口を設置**し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- *1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給
- *2 収入には、特定の用途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和	標準3月⇒1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上⇒月60時間以上に緩和	標準月100時間⇒月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

再就職や転職を目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主な要件

（訓練受講の要件）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

（給付金の支給要件）

- 本人収入が月8万円以下〔シフト制で働く方などは月12万円以下（*）〕
- 世帯全体の収入が月25万円以下（* 令和3年9月末までの特例）
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する（やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する）
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	パソコン・ビジネス科、IT基礎養成科など
IT	WEB制作実践科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、簿記・パソコン事務科など
医療事務	医療事務科など
介護福祉	パソコンも学べる介護職員初任者研修科など
デザイン	WEBデザイン科など
その他	グラフィックデザイン科など

- 訓練期間は2か月から6か月（*）
* シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

【修了者の声】



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました

給付金をもらえたので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

岩手県内の
コース検索



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークに
ご相談ください

【所在地・連絡先】



岩手労働局ホームページ

【制度の詳細】



厚生労働省ホームページ